

具体的な保険料のケース事例(令和8年度)

<75歳以上の被保険者1人世帯>

軽減割合	軽減基準額
7割	43万円
5割	74万円 (43万円+31万円)
2割	100万円 (43万円+57万円)

※軽減基準額の算出方法は、「軽減」のページをご覧ください。

(ケース1)年金収入100万円の場合

区分	保険料	算出方法						
均等割額	17,090円	①軽減判定所得を算出						
		(年金収入)	(年金控除)	(特別控除)	(軽減判定所得)			
		100万円	-	110万円	-	15万円	=	0円
		②軽減基準額と比較して、軽減割合を算出						
		(軽減判定所得)	(軽減基準額)	(軽減割合)				
		0円	≤	43万円	⇒	医療分7.2割 子ども分7割		
		③軽減後均等割額を算出						
(均等割額)	(軽減割合控除後の比率)	(軽減後均等割額)						
医療分	59,590円 ×	2.8割	=	16,685円				
子ども分	1,350円 ×	3割	=	405円				
所得割額	0円	①旧ただし書き所得を算出						
		(年金収入)	(年金控除)	(基礎控除)	(a)			
		100万円	-	110万円	-	43万円	=	0円
		②所得割額を算出						
		(a)	(所得割率)	(所得割額)				
医療分	0円 ×	10.15%	=	0円				
子ども分	0円 ×	0.25%	=	0円				
合計保険料額	17,090円 (医療分 16,685円 子ども分 405円)							

(ケース2)年金収入180万円の場合

区分	保険料	算出方法						
均等割額	30,470円	①軽減判定所得を算出						
		(年金収入)	(年金控除)	(特別控除)	(軽減判定所得)			
		180万円	-	110万円	-	15万円	=	55万円
		②軽減基準額と比較して、軽減割合を算出						
		(軽減判定所得)	(軽減基準額)	(軽減割合)				
		55万円	≤	74万円	⇒	5割 (医療分・子ども分共通)		
		③軽減後均等割額を算出						
(均等割額)	(軽減割合控除後の比率)	(軽減後均等割額)						
医療分	59,590円 ×	5割	=	29,795円				
子ども分	1,350円 ×	5割	=	675円				
所得割額	28,080円	①旧ただし書き所得を算出						
		(年金収入)	(年金控除)	(基礎控除)	(a)			
		180万円	-	110万円	-	43万円	=	27万円
		②所得割額を算出						
		(a)	(所得割率)	(所得割額)				
医療分	27万円 ×	10.15%	=	27,405円				
子ども分	27万円 ×	0.25%	=	675円				
合計保険料額	58,550円 (医療分 57,200円 子ども分 1,350円)							

(ケース3)年金収入200万円の場合

区分	保険料	算出方法						
均等割額	48,752円	①軽減判定所得を算出						
		(年金収入)	(年金控除)	(特別控除)	(軽減判定所得)			
		200万円	-	110万円	-	15万円	=	75万円
		②軽減基準額と比較して、軽減割合を算出						
		(軽減判定所得)	(軽減基準額)	(軽減割合)				
		75万円	≦	100万円	⇒	2割	(医療分・子ども分共通)	
		③軽減後均等割額を算出						
(均等割額)	(軽減割合控除後の比率)	(軽減後均等割額)						
医療分	59,590円	×	8割	=	47,672円			
子ども分	1,350円	×	8割	=	1,080円			
所得割額	48,880円	①旧ただし書き所得を算出						
		(年金収入)	(年金控除)	(基礎控除)	(a)			
		200万円	-	110万円	-	43万円	=	47万円
		②所得割額を算出						
		(a)	(所得割率)	(所得割額)				
医療分	47万円	×	10.15%	=	47,705円			
子ども分	47万円	×	0.25%	=	1,175円			
合計保険料額	97,632円 (医療分 95,377円 子ども分 2,255円)							

(ケース4)年金収入300万円の場合

区分	保険料	算出方法						
均等割額	60,940円	①軽減判定所得を算出						
		(年金収入)	(年金控除)	(特別控除)	(軽減判定所得)			
		300万円	-	110万円	-	15万円	=	175万円
		②軽減基準額と比較して、軽減割合を算出						
		(軽減判定所得)	(軽減基準額)	(軽減割合)				
		175万円	≧	100万円	⇒	0割	(医療分・子ども分共通)	
		③軽減後均等割額を算出						
(均等割額)	(軽減割合控除後の比率)	(軽減後均等割額)						
医療分	59,590円	×	10割	=	59,590円			
子ども分	1,350円	×	10割	=	1,350円			
所得割額	152,880円	①旧ただし書き所得を算出						
		(年金収入)	(年金控除)	(基礎控除)	(a)			
		300万円	-	110万円	-	43万円	=	147万円
		②所得割額を算出						
		(a)	(所得割率)	(所得割額)				
医療分	147万円	×	10.15%	=	149,205円			
子ども分	147万円	×	0.25%	=	3,675円			
合計保険料額	213,820円 (医療分 208,795円 子ども分 5,025円)							

<75歳以上の被保険者が2人いる世帯>

軽減割合	軽減基準額
7割	43万円
5割	105万円 (43万円+31万円×2+10万円×(1-1))
2割	157万円 (43万円+57万円×2+10万円×(1-1))

※軽減基準額の算出方法は、「軽減」のページをご覧ください。

(ケース5)夫の年金収入が100万円、妻の年金収入が84万7千円の場合

区分	保険料	算出方法			
均等割額	(夫) 17,090円 (妻) 17,090円	①軽減判定所得を算出			
		(年金収入)	(年金控除)	(特別控除)	(軽減判定所得)
		(夫) 100万円	-	110万円	= 0円
		(妻) 84万7千円	-	110万円	= 0円
					世帯計 0円
		②軽減基準額と比較して、軽減割合を算出			
		(軽減判定所得)	(軽減基準額)	(軽減割合)	
		0円	≤ 43万円	⇒ 医療分7.2割 子ども分7割	
		③軽減後均等割額を算出			
		(夫・妻)	(均等割額)	(軽減割合控除後の比率)	(軽減後均等割額)
医療分	59,590円 ×	2.8割	= 16,685円		
子ども分	1,350円 ×	3割	= 405円		
所得割額	(夫) 0円 (妻) 0円	①旧ただし書き所得を算出			
		(年金収入)	(年金控除)	(基礎控除)	(a)
		(夫) 100万円	-	110万円	= 0円
		(妻) 84万7千円	-	110万円	= 0円
		②所得割額を算出			
		(夫)	(a)	(所得割率)	(所得割額)
		医療分	0円 ×	10.15%	= 0円
		子ども分	0円 ×	0.25%	= 0円
		(妻)	(a)	(所得割率)	(所得割額)
		医療分	0円 ×	10.15%	= 0円
子ども分	0円 ×	0.25%	= 0円		
合計保険料額	(夫)17,090円 (医療分 16,685円 子ども分 405円) (妻)17,090円 (医療分 16,685円 子ども分 405円)				

(ケース6)夫の年金収入が180万円、妻の年金収入が84万7千円の場合

区分	保険料	算出方法						
均等割額	(夫) 30,470円 (妻) 30,470円	①軽減判定所得を算出						
		(年金収入)	(年金控除)	(特別控除)	(軽減判定所得)			
		(夫) 180万円	-	110万円	-	15万円	=	55万円
		(妻) 84万7千円	-	110万円	-	15万円	=	0円
						世帯計		55万円
		②軽減基準額と比較して、軽減割合を算出						
		(軽減判定所得)	(軽減基準額)	(軽減割合)				
55万円	≦	105万円	⇒	5割	(医療分・子ども分共通)			
③軽減後均等割額を算出								
(夫・妻)	(均等割額)	(軽減割合控除後の比率)	(軽減後均等割額)					
医療分	59,590円	×	5割	=	29,795円			
子ども分	1,350円	×	5割	=	675円			
所得割額	(夫) 28,080円 (妻) 0円	①旧ただし書き所得を算出						
		(年金収入)	(年金控除)	(基礎控除)	(a)			
		(夫) 180万円	-	110万円	-	43万円	=	27万円
		(妻) 84万7千円	-	110万円	-	43万円	=	0円
		②所得割額を算出						
		(夫)	(a)	(所得割率)	(所得割額)			
		医療分	27万円	×	10.15%	=	27,405円	
子ども分	27万円	×	0.25%	=	675円			
(妻)	(a)	(所得割率)	(所得割額)					
医療分	0円	×	10.15%	=	0円			
子ども分	0円	×	0.25%	=	0円			
合計保険料額	(夫)58,550円 (医療分 57,200円 子ども分 1,350円) (妻)30,470円 (医療分 29,795円 子ども分 675円)							

(ケース7)夫の年金収入が250万円、妻の年金収入が84万7千円の場合

区分	保険料	算出方法						
均等割額	(夫) 48,752円 (妻) 48,752円	①軽減判定所得を算出						
			(年金収入)		(年金控除)		(特別控除)	(軽減判定所得)
		(夫)	250万円	-	110万円	-	15万円	= 125万円
		(妻)	84万7千円	-	110万円	-	15万円	= 0円
							世帯計	125万円
		②軽減基準額と比較して、軽減割合を算出						
			(軽減判定所得)		(軽減基準額)		(軽減割合)	
			125万円	≦	157万円	⇒	2割	(医療分・子ども分共通)
		③軽減後均等割額を算出						
		(夫・妻)	(均等割額)		(軽減割合控除後の比率)		(軽減後均等割額)	
医療分	59,590円	×	8割	=	47,672円			
子ども分	1,350円	×	8割	=	1,080円			
所得割額	(夫) 100,880円 (妻) 0円	①旧ただし書き所得を算出						
			(年金収入)		(年金控除)		(基礎控除)	(a)
		(夫)	250万円	-	110万円	-	43万円	= 97万円
		(妻)	84万7千円	-	110万円	-	43万円	= 0円
		②所得割額を算出						
		(夫)	(a)		(所得割率)		(所得割額)	
		医療分	97万円	×	10.15%	=	98,455円	
		子ども分	97万円	×	0.25%	=	2,425円	
		(妻)	(a)		(所得割率)		(所得割額)	
		医療分	0円	×	10.15%	=	0円	
子ども分	0円	×	0.25%	=	0円			
合計保険料額	(夫)149,632円 (医療分 146,127円 子ども分 3,505円) (妻) 48,752円 (医療分 47,672円 子ども分 1,080円)							

(ケース8)夫の年金収入が300万円、妻の年金収入が84万7千円の場合

区分	保険料	算出方法						
均等割額	(夫) 60,940円 (妻) 60,940円	①軽減判定所得を算出						
		(年金収入)	(年金控除)	(特別控除)	(軽減判定所得)			
		(夫) 300万円	-	110万円	-	15万円	=	175万円
		(妻) 84万7千円	-	110万円	-	15万円	=	0円
						世帯計		175万円
		②軽減基準額と比較して、軽減割合を算出						
		(軽減判定所得)	(軽減基準額)	(軽減割合)				
医療分 175万円	≥	157万円	⇒	0割	(医療分・子ども分共通)			
③軽減後均等割額を算出								
(均等割額)	(軽減割合控除後の比率)	(軽減後均等割額)						
医療分	59,590円 ×	10割	=	59,590円				
子ども分	1,350円 ×	10割	=	1,350円				
所得割額	(夫) 152,880円 (妻) 0円	①旧ただし書き所得を算出						
		(年金収入)	(年金控除)	(基礎控除)	(a)			
		(夫) 300万円	-	110万円	-	43万円	=	147万円
		(妻) 84万7千円	-	110万円	-	43万円	=	0円
		②所得割額を算出						
		(夫)	(a)	(所得割率)	(所得割額)			
		医療分	147万円 ×	10.15%	=	149,205円		
子ども分	147万円 ×	0.25%	=	3,675円				
(妻)								
医療分	0円 ×	10.15%	=	0円				
子ども分	0円 ×	0.25%	=	0円				
合計保険料額	(夫)213,820円 (医療分 208,795円 子ども分 5,025円) (妻) 60,940円 (医療分 59,590円 子ども分 1,350円)							